

(総 則)

- 第 1 条 派遣先及び派遣元は、標記の契約書及びこの約款に基づき、別添仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。
- 2 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- 3 派遣元は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約に係る期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、派遣先の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、相当額を加減したものを契約代金とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(目 的)

- 第 2 条 派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）及びこの契約に基づき、派遣元の雇用する労働者を派遣先に派遣し、派遣先は派遣労働者を指揮命令して、別紙記載の派遣業務（以下「対象業務」という。）に従事させることを目的とする。

(法令遵守)

- 第 3 条 派遣先及び派遣元は、この契約の履行に当たっては、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令並びに派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 138 号）、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号）及び短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）を遵守し、適正な派遣労働者の就業に必要な措置を講じなければならない。

(派遣業の許可等)

- 第 4 条 派遣元は、派遣先に対して、労働者派遣法に基づき労働者派遣事業の許可を受けていることその他労働者派遣を行うために必要な同法所定の手続きを全て適法に完了していることを保証するとともに、許可番号が上記のとおりであることを証明する。

- 2 派遣元は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、この契約の期間中に、労働者派遣法第10条に定める有効期間が満了したときは、その更新を受けていることを、派遣先に明示しなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 派遣元は、派遣先の書面による承諾なくして、この契約により生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保の目的に供してはならない。

(委任又は下請負の禁止)

第6条 派遣元は、この契約の全部又は一部を第三者に委任又は請け負わせてはならない。

(派遣就業の労働条件等)

第7条 労働者派遣法第26条において、労働者派遣契約に定めるべきとされている派遣労働者の派遣就業の条件その他の事項は、この契約書に規定するほか、別紙及び仕様書（以下「仕様書等」という。）のとおりとする。

(情報提供義務の履行)

第8条 派遣元及び派遣先は、この契約の締結に先立ち、派遣先から派遣元に対し、労働者派遣法第26条第7項に規定される通知が行われたことを相互に確認する。

(雇用の禁止等)

第9条 派遣先は、派遣期間中は派遣元の派遣労働者を雇用してはならない。

- 2 派遣元は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた派遣労働者を派遣先に再派遣してはならない。
- 3 派遣元は、派遣期間中の派遣労働者を他の派遣先へ派遣してはならない。また、派遣期間中の派遣労働者が他の労働を行っている事実を知ったときは、速やかに派遣先に報告しなければならない。

(派遣労働者の選任・通知)

第10条 派遣元は、この契約締結後、対象業務について適正な能力、経験及び人格を備える派遣労働者を選任し、遅滞なく、当該派遣労働者の氏名その他労働者派遣法第35条に規定する所定事項を、派遣先に通知しなければならない。

(労働者の特定を目的とする行為の制限)

第11条 派遣先は、この契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為（受け入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接、履歴書の送付要請、若年者等への限定、性別の限定、派遣労働者の指名等）をしてはならない。また、派遣元

は、これらの行為に協力してはならない。なお、派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として、適当であるかどうかを確認する等のため自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問を行うことは、この限りではない。

（責 任 者）

第12条 派遣先は、派遣先の責任者（以下「派遣先責任者」という。）を、派遣元は、派遣元の責任者（以下「派遣元責任者」という。）を、それぞれ選任する。

- 2 派遣先責任者及び派遣元責任者は、この契約及び労働者派遣法の定めに従い、その職務を遂行する。
- 3 派遣先又は派遣元は、派遣先責任者又は派遣元責任者を変更した場合、速やかに相手方に対し通知するものとする。

（指揮命令）

第13条 派遣先は、派遣労働者に対し、業務上必要な指揮命令をすることができる。

- 2 派遣先は、自己の被用者の中から、派遣労働者に対して直接指揮命令を行う者（以下「指揮命令者」という。）を選任する。
- 3 指揮命令者は、派遣業務の処理について派遣労働者を指揮命令し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、派遣業務の方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知及び指導する。
- 4 指揮命令者は、前項以外の事項についても、職場維持及び規律の維持のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。
- 5 派遣先及び指揮命令者は、第1項、第3項及び前項の指揮命令を行う場合、仕様書等で定める労働条件等を遵守するものとする。

（適正な就業の確保）

第14条 派遣元は、派遣労働者に対し、前条の指揮命令者を通知するとともに、指揮命令等に従って職場秩序及び規律を守り、適正に対象業務に従事するように、指導教育その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 派遣先は、セクシャルハラスメントの防止等派遣労働者の適切な就業環境の維持に努めなければならない。
- 3 派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先の食堂、休憩室及び更衣室（以下併せて「福利厚生施設」という。）の利用を認めるものとする。
- 4 派遣先は、派遣元からの請求があった場合、派遣先に派遣されている派遣労働者に関する情報、当該派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報であって、派遣元が労働者派遣法第30条の2、第30条の3、第30条の4第1項及び第31条の2第4項の規定による措置を適切に講じるために必要なものを派遣先に提供する等、必要な協力をするよう配慮するものとする。

(安全衛生に係る措置)

第15条 派遣先は、派遣元が派遣労働者に対する雇入れ時及び業務内容変更時の安全衛生教育を適切に行えるよう、対象業務に係る必要な情報を派遣元に対して提供するとともに、派遣元が派遣労働者の健康診断等の結果に基づく就業上の措置を講ずるに当たって、これに協力するよう要請があった場合にはこれに応じるなど、派遣元が派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行うものとする。

(施設等の提供)

第16条 派遣先は派遣元に、派遣労働者が対象業務を遂行するために派遣先が必要と認めた施設、機器、資材及び資料等（以下「提供物」という。）を無償で貸与又は提供するものとする。

(提供物の管理)

- 第17条 派遣元は派遣労働者に、前条の規定による派遣先からの提供物の一切について、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、保管させるものとする。
- 2 派遣元及び派遣労働者は、提供物を派遣先の指定した目的以外に使用してはならない。
 - 3 派遣元は、この契約が終了し、又は解除されたときは、提供物を直ちに派遣先に返還しなければならない。

(苦情処理等)

- 第18条 派遣先及び派遣元は、それぞれ派遣労働者から派遣就業に関して苦情の申出を受ける者を選定する。
- 2 前項の規定により選定された者が、派遣労働者から苦情の申出を受けた場合、それぞれ直ちに派遣先責任者又は派遣元責任者に連絡し、当該連絡を受けた派遣先責任者又は派遣元責任者は、誠意をもって、遅滞なく当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について当該派遣労働者に通知しなければならない。
 - 3 派遣先及び派遣元は、その解決が容易であるため、自ら即時に処理した苦情があった場合、当該苦情の内容及び処理について、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について派遣労働者に通知しなければならない。
 - 4 派遣労働者からの苦情のうち、派遣労働者に対する教育訓練（従事する業務について必要な能力を付与するためのものに限る。以下同じ。）及び福利厚生施設の利用に関するものは、派遣先が自ら解決するよう努めなければならない。
 - 5 派遣先及び派遣元は、苦情を申し出た派遣労働者に対して、苦情を申し出たことを理由に不利益な取り扱いをしてはならない。

(派遣労働者の変更等)

第19条 派遣元は、派遣先が、派遣労働者が派遣先の指揮命令に従わない又は著しく対象業務に不適合であると判断した場合は、派遣先との協議の上、当該派遣労働者に対し

是正を求めなければならない。

- 2 派遣先は、当該派遣労働者が前項の規定にもかかわらず是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、派遣元に対し、当該派遣労働者の変更を請求することができる。
- 3 派遣元は、前項の請求があったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。
- 4 派遣元が、派遣元の事由により派遣労働者を変更する場合は、30日前までに派遣先に対して理由及び変更対象の派遣労働者を書面にて通知し、派遣先の承認を得るものとする。ただし、派遣労働者の傷病その他やむを得ない事由があるときは、30日前の通知を要しない。

(勤務状況報告・検査)

- 第20条 派遣元は、各派遣労働者に、勤務報告書を作成させ、毎勤務日に派遣先責任者の確認を受けさせるものとする。
- 2 派遣元は、前項の勤務報告書について、各派遣労働者をして、毎月末に、当該月分を報告させるものとする。ただし、仕様書等において別に定めがある場合はこの限りでない。
 - 3 派遣元は、前項の規定に基づき報告を受けたときは、速やかに派遣先の指定する方法及び内容により、派遣先に通知しなければならない。
 - 4 派遣先は、前項の通知を受けた場合は、遅滞なく検査を行うものとし、当該検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(派遣先又は第三者に生じた損害)

- 第21条 派遣元は、派遣業務の実施に関し、自己又は派遣労働者の故意又は過失により、派遣先又は第三者に対して損害を与えた場合は、直ちに派遣先に報告するとともに、派遣先又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りでない。
- 2 前項本文に規定する損害のうち、第三者に対する損害の発生に際し、派遣先にも過失が認められる場合においては、派遣先と派遣元とが共同してその損害を賠償するものとし、その賠償に要する経費負担は、派遣先と派遣元とが協議してこれを定めるものとする。

(業務上災害等)

- 第22条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、派遣元が労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める使用者の災害補償責任及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める事業者の責任を負う。通勤災害については、派遣元の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。

- 2 派遣先は、派遣元の行う前項の手続きについて、必要な協力をしなければならない。
- 3 前2項に定めるほか、法令に特段の定めがある場合には、これに従うものとする。

(個人情報等の保護)

- 第23条 派遣元は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 2 派遣元は、この契約の履行に当たって、情報セキュリティを確保するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月国立市条例第17号）、国立市情報セキュリティに関する規則（平成18年3月国立市規則第5号）及び国立市情報セキュリティ対策基準（平成18年3月国立市告示第31号）を遵守しなければならない。
 - 3 派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、前2項の義務を遵守させなければならない。

(権利の帰属)

- 第24条 派遣労働者が従事した派遣業務の結果作成された成果物（有体物の所有権及び無体財産権を含む。）に関する一切の権利は、派遣先に帰属するものとする。

(担保責任)

- 第25条 派遣元は、特段の定めのない限り、派遣業務の結果作成された成果物について、担保責任を負わないものとする。

(契約内容の変更等)

- 第26条 派遣先は、必要があると認めるときは、派遣元と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。
- 2 前項の場合において、契約金額を変更するときは、派遣先と派遣元とが協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

- 第27条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、派遣先又は派遣元は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

- 第28条 派遣元は、第20条に規定する検査に合格したときは、派遣先に対して契約代金を適法な請求書によって請求することができる。
- 2 派遣先は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うもの

とする。

- 3 派遣先は、前項に規定する期間内に契約代金を支払わないときは、派遣元に対し、遅延日数に応じ、その支払金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定めるところによる割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を支払うものとする。
- 4 派遣労働者が、欠勤、遅刻又は早退により、仕様書等に定める当該派遣労働者の就業日又は就業時間に就業しなかった場合、派遣先は、当該就業しなかった日又は時間に相当する契約代金を支払うことを要しないものとする。

（時間外及び休日労働）

第29条 派遣先は、派遣元と派遣労働者の定めた協定の範囲内に限り、時間外及び休日の労働を求めることができる。

- 2 時間外及び休日労働の料金については、別に定める場合を除き、次のとおりとする。ただし、割増率について労働法規の改正があった場合は、それに従うものとする。
 - （1） 1日の実労働時間が8時間を超えた場合 契約時間単価に100分の125を乗じた額
 - （2） 法定休日における勤務の場合 契約時間単価に100分の135を乗じた額
 - （3） 前2号の場合において、勤務が深夜に及ぶ場合 契約時間単価にそれぞれ100分の150又は100分の160を乗じた額

（派遣先の催告解除）

第30条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行又は是正を催告し、当該期間内に履行又は是正がなされなかった場合には、契約を解除することができる。

- （1） 派遣元が、この契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにないと派遣先が認めるとき。
- （2） 派遣元又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- （3） 第19条第3項の規定にも関わらず、派遣元の措置がなされなかったとき。
- （4） 労働者派遣法第14条第1項の規定により一般労働者派遣事業の許可が取り消されるとき、又は同条第2項の規定により一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止が命ぜられたとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、労働者派遣法その他関係諸法令又はこの契約に違反したとき。

（派遣先の催告によらない解除）

第31条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 派遣元がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 派遣元の債務の一部の履行が不能である場合又は派遣元がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 別途の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、派遣元がその債務の履行をせず、派遣先が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第34条の規定によらないで、派遣元がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 派遣元が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が派遣元に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、派遣元（派遣元が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第32条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、派遣元は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として派遣先に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は、派遣元の責めに帰すべき事由によって

派遣元の債務について履行不能となった場合

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（協議解除）

- 第33条 派遣先は、第30条第1項及び第31条に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、派遣元の合意を得て、この契約を解除することができる。この場合において、派遣先は、この契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとするときは、解除を行おうとする日の少なくとも30日前までに、派遣元に対しその旨予告を行うこととする。
- 2 派遣先は、派遣元から請求があったときは、この契約の解除を行う理由を派遣元に対して明らかにしなければならない。
 - 3 派遣先は、派遣労働者の国籍、性別、思想、信条、社会的身分及び派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたことを理由として、この契約を解除することはできない。

（派遣元の解除権）

- 第34条 派遣元は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第26条の規定により、派遣先が履行を一時中止させた場合、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が契約期間の2分の1以上に及ぶとき。
 - (2) 派遣先がこの契約に違反し、その違反によって派遣元が契約を履行できなくなったとき、又は派遣先が労働者派遣法その他関係諸法令に違反したとき。
- 2 派遣先は、前項の解除により派遣元に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除の通知）

- 第35条 派遣先及び派遣元は、第30条、第31条、第33条及び前条の規定により契約を解除するときは、別に定めがある場合を除き、書面により速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。

(派遣労働者の雇用の安定を図るための措置)

第36条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者の責めに帰すべき事由によらずに、この契約の契約期間が満了する前にこの契約が解除された場合には、この派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。

2 派遣先は、第33条の規定によりこの契約が解除された場合において、前項に規定する新たな就業機会の確保を図ることができないときは、この契約の解除により生じる損害として、休業手当、解雇予告手当等に相当する額以上の額を、派遣先と派遣元とが協議の上、支払うものとする。

3 前項に規定する解雇予告手当について、派遣先が第33条第1項に規定する予告を行わない場合には、派遣労働者の30日分の賃金に相当する額について損害賠償を行うこととする。また、派遣先が予告した日と解除を行おうとする日との間の期間が30日に満たない場合には、その不足日数分の賃金に相当する額について損害賠償を行うこととする。

4 前2項の損害の算定に当たっては、契約解除後の残余期間により算定される派遣労働者の賃金に相当する額を超えないものとする。

(賠償の予定)

第37条 派遣元は、第30条各号及び第31条各号のいずれかに該当するときは、派遣先が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、発注予定金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第31条第11号のうち、派遣元に対して刑法第198条に規定する刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、派遣先に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 派遣元は、第1項の規定に基づく損害賠償金を派遣先が指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、その支払金額につき国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額を遅延利息として派遣先に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(相 殺)

第38条 派遣先は、派遣元に対して有する金銭債権があるときは、派遣元が派遣先に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(使用自動車の制限等)

第39条 派遣元は、この契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させるときは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に適合する自動車を使用し、又は使用させなければならない。

2 派遣元は、派遣先が前項の規定による適合の確認をするために、必要書類の提示又は提出を求めたときは、速やかにこれを提示し、又は提出しなければならない。

（紛争の解決）

第40条 この契約について、派遣先と派遣元との間に紛争を生じたときは、派遣先と派遣元とが協議のうえ決定した者に仲裁を依頼し、その裁定に従うものとする。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、派遣先と派遣元の双方平等に負担するものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第41条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約の効力）

第42条 この契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約確定日より効力を有するものとする。

（疑義等の決定）

第43条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、派遣先と派遣元とが協議の上、これを定めるものとする。

1 派遣労働者の人数

2 派遣労働者が従事する業務の内容

3 派遣労働者の責任の程度

4 就業場所（事業所の名称、所在地、部署、電話番号、組織単位）

5 指揮命令者

部署：

役職：

氏名：

6 派遣期間

7 就業日

8 所定休日

9 就業時間

1 0 休憩時間

1 1 派遣元・派遣先責任者の役職、氏名、連絡方法

派遣元

派遣先

1 2 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない

1 3 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限るか否かの別

協定対象派遣労働者に限る

1 4 就業日外労働

1 5 時間外労働

1 6 苦情の申出を受ける者